

安心できる貸し借りで 農地の活用を図りましょう

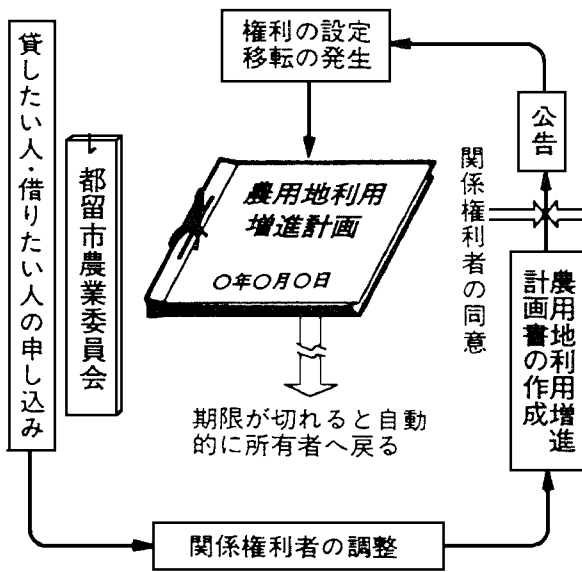
本市の農業の実態をみると農家は兼業化が進み、働き手がいなくなるとか、後継者がいないなどの理由から農業から離れる傾向が強くなってきており、また水田転作などから荒し作りや不作付地も増えておられます。

一方、今後とも農業で生活していこうと熱心に取り組む経営規模の拡大を強く望んで

農業委員会の決定

いる農家も少なくありません。こうした状況下で、農地を貸したい、借りたいという潜在的需給バランスはかなり満ちているものと思われれます。ところが、いざ農地の実際の貸借ということになると、貸す側にしてみれば、一度地所を貸すと、耕作権を主張され、返してもらったときに泣きを見るから、貸さずに荒れ放

〔農用地利用増進計画作成の手順〕



題にしておいた方がましだ。という言い分になり、借りる側は、借りた方がいいが、不当に地代を要求されると困るので借りたくない」という言い分を持ち、両者ともに相容れない深い不信の渦がさか巻く状態にありました。

しかし、昭和五十五年にスタートした農用地利用増進法を適用すると、このようなゴタゴタした問題を起こさずに安心して農地の貸借が行えます。

農用地利用増進法では、地域ぐるみで農用地の利用改善を進めるため、安心して農地の貸し借りができる「仕組みを確立しています。

この法律では農地利用増進

流動化奨励金の金額

(10 a 当り)

対象地	期間	金額
農地	3年～6年未満	10,000円
	6年以上	20,000円
採草放牧地・未墾地	3年～6年未満	2,000円
	6年以上	4,000円
農地の期間借地	3年～6年未満	5,000円
	6年以上	10,000円

- 事業をおし進めるうえで、いくつかの特典ともいえることがらを規定しています。
- (1) 農地の貸し借りで、この制度を利用する場合には限り農地法三条の許可は必要としません。
 - (2) 農地を貸しても、期間がくれば確実に返してもらえます。
 - (3) 農地を返してもらったとき離作料の支払いの必要はありません。
 - (4) 農地を貸すと、貸し手に奨励金が交付されます。この事業を円滑に推進する

ため、市では農地銀行を設置しています。

農地銀行では推進役を置いて、農家の皆様の相談に応じたいです。

なお、農地の貸借における小作料については、市農業委員会等で定めている標準小作料を考慮しながら「貸す人」と「借りる人」の了承を得て決定します。

くわしいことについては、市役所農林課又は農業委員会にお問い合せください。

☎(三)一一一一
内線二二三・二七八